第６の２の⑵及び⑶を次のように改める。

⑵　すけとうだら

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	93,900

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び新潟県については、若干とする。

⑶　まあじ

（単位：トン）

都道府県名	数量
和歌山県	4,000
島根県	38,000
山口県	6,000
愛媛県	5,000
長崎県	27,000
鹿児島県	7,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

㈱　第３の４の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

水防活動用洪水予報及び警報の開始について

秋田県知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定により、洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報を次のとおり実施します。

平成二十四年八月八日　　気象庁長官　羽鳥　光彦

一　水防活動用洪水予報及び警報を行う河川、当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点並びに担当官署及び共同実施機関

水系名	河川名	区間 上流端	区間 下流端	基準地点	担当官署及び共同実施機関
雄物川水系	太平川	左岸　秋田県太平山地主ノ滝（地先） 右岸　秋田県太平山地主ノ滝（地先）字市谷田	旭川への合流点	牛島	秋田地方気象台 秋田県建設部河川砂防課

二　開始期日　公示の日から

国家試験

平成24年度における土壌汚染調査技術管理者試験の実施について

平成24年度における土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）第11条に規定する技術管理者試験の実施について、同令第12条の規定に基づき公示する。

平成24年８月８日　　環境大臣　細野　豪志

１　平成24年度技術管理者試験（以下「試験」という。）を行う期日　平成24年12月９日（日曜日）

２　試験を行う場所　仙台市、東京都、名古屋市、大阪市及び福岡市

３　受験申請書の提出期限及び提出先　受験申請書は、平成24年９月３日（月曜日）から平成24年10月５日（金曜日）までに、土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局（郵便事業株式会社上野支店私書箱第122号、電話番号03（5610）3150）に郵便により提出すること。平成24年10月５日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

４　その他　試験の受験申請書等の入手方法その他試験の実施に関する問い合わせは、平成24年８月１日（水曜日）以降、土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局に対して行うこと。

公告

諸事項

工場財団

栃木県鹿沼市さつき町13番地の２**株式会社チューオー**の工場財団に宮城県栗原市若柳字川北荒町前１番地の６株式会社チューオー若柳工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年８月８日　　仙台法務局古川支局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ジャパン・インベストメント・マネジメント

２．住所　大阪市西区西本町一丁目12番７号

３．代表者の氏名　山下　幸三

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第353号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年２月８日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年８月８日

近畿財務局長　池田　篤彦

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を北陸農政局長に提出されたい。

平成24年８月８日

農林水産大臣　郡司　彰

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備考
福井県小浜市谷田部85号新岩見田31番 公衆用道路 200㎡	辻　彦太夫 福井県遠敷郡口名田村谷田部41号３番地 高鳥万次郎 福井県遠敷郡口名田村谷田部42号27番地	